

# 届出対象行為

届出対象行為に該当する際には、景観法及び半田市ふるさと景観条例に基づき、本市に届出を行うことが必要となります。下記に地域・地区ごとに届出を要する行為を示します。

## ■届出対象行為

	景観形成重点地区以外	景観形成重点地区
建築物	○「■用途地域ごとの届出基準」のとおり	○床面積10m <sup>2</sup> を超える建築物の次の行為 ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転※ <sup>1</sup> ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※ <sup>2</sup> ・除却
工作物	○「■用途地域ごとの届出基準」のとおり	○高さ2mを超える工作物の次の行為 ・新設、増築、改築若しくは移転※ <sup>1</sup> ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※ <sup>2</sup> ・除却
開発行為	・都市計画法に基づく許可を必要とする開発行為のうち、開発区域面積が1,000m <sup>2</sup> 以上のもの	・都市計画法に基づく許可を必要とするすべての開発行為
屋外広告物	○屋外広告物の表示若しくは内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移設、修繕若しくは色彩の変更で、次のいずれかに該当するもの ・高さ10mを超えるもの ・表示面積の合計が20m <sup>2</sup> を超えるもの ※法令の規定による広告物、選挙運動用広告物は除く	○次のいずれかに該当するもの ・屋外広告物の表示又は内容の変更 ・屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移設、修繕又は色彩の変更 ※法令の規定による広告物、選挙運動用広告物は除く ※表示面積10m <sup>2</sup> 以下の自家用広告物、表示面積3m <sup>2</sup> 以下の管理用広告物は除く
物件の堆積	—	・屋外における、堆積の高さ3m又は堆積面積100m <sup>2</sup> 以上 ※行為の期間が30日未満の場合は除く
特定照明	—	・建築物若しくは工作物の外観について行う照明の実施又はその照明方法の変更 ※行為の期間が30日未満の場合は除く

## ■用途地域ごとの届出基準

用途地域	建築物	工作物
第一種低層住居専用地域 市街化調整区域	新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※ <sup>2</sup> で次のいずれかに該当するもの ・高さ10mを超えるもの ・敷地面積1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ・建築面積500m <sup>2</sup> を超えるもの ・立面積※ <sup>3</sup> 500m <sup>2</sup> を超えるもの ・計画戸数が10戸以上の集合住宅※ <sup>4</sup> ・住宅以外の用途を併用し、計画戸数が9戸以上の集合住宅※ <sup>4</sup> ・計画戸数20戸以上の開発地内における建築物※ <sup>4</sup>	新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※ <sup>2</sup> で次のいずれかに該当するもの ・高さ10m(建築物と一体となって設置されるものは、その高さが5mを超え、かつ当該建築物の高さとの合計が10m)を超えるもの ・敷地の用に供する面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの
第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	・高さ13mを超えるもの ・建築面積1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ・立面積※ <sup>3</sup> 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ・計画戸数が10戸以上の集合住宅※ <sup>4</sup> ・住宅以外の用途を併用し、計画戸数が9戸以上の集合住宅※ <sup>4</sup> ・計画戸数20戸以上の開発地内における建築物※ <sup>4</sup>	・高さ13m(建築物と一体となって設置されるものは、その高さが5mを超え、かつ当該建築物の高さとの合計が13m)を超えるもの ・敷地の用に供する面積が500m <sup>2</sup> を超えるもの
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	・高さ15mを超えるもの ・建築面積1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ・立面積※ <sup>3</sup> 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ・計画戸数が10戸以上の集合住宅※ <sup>4</sup> ・住宅以外の用途を併用し、計画戸数が9戸以上の集合住宅※ <sup>4</sup> ・計画戸数20戸以上の開発地内における建築物※ <sup>4</sup>	・高さ15m(建築物と一体となって設置されるものは、その高さが10mを超え、かつ当該建築物の高さとの合計が15m)を超えるもの ・敷地の用に供する面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの
工業専用地域	・高さ15mを超えるもの ・建築面積1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ・立面積※ <sup>3</sup> 1,000m <sup>2</sup> を超えるもの ただし、道路の境界線からの距離が50m以内の区域に限る	・高さ15m(建築物と一体となって設置されるものは、その高さが10mを超え、かつ当該建築物の高さとの合計が15m)を超えるもの ・敷地の用に供する面積が2,000m <sup>2</sup> を超えるもの ただし、道路の境界線からの距離が50m以内の区域に限る

※ 1 : 増築、改築を行った後の全体の規模が基準以上になれば対象となります。

※ 2 : 「外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」は、通常の維持管理や設備、建具の更新などによるものは除きます。

※ 3 : 立面積とは、敷地に接する道路、公園、広場、水面などから見える建築物の壁面などの面積をいいます。なお、2つ以上の道路などに面する場合は、各道路などに対する立面積の合計が基準以上になれば対象となります。

※ 4 : 1つの系列法人等を含む事業者が一団地を形成すると認められる区域で分割して事業を行い、その合計が規定の戸数に達することとなる場合も対象となります。